議案第 109 号

議会の議決すべき事件に関する条例

上記議案を別紙のとおり, 地方自治法第 112 条及び大崎市議会会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平成 19 年 6 月 18 日

大崎市議会議長　遠　藤　　悟　様

提 出 者	大崎市議会議員	佐　藤　　勝
賛 成 者	〃	青　沼　智　雄
〃	〃	三　神　祐　司
〃	〃	氷　室　勝　好
〃	〃	小　沢　和　悦
〃	〃	関　　武　徳
〃	〃	豊　嶋　正　人
〃	〃	高　橋　憲　夫
〃	〃	山　田　和　明

議会の議決すべき事件に関する条例

（趣旨）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第２項の規定に基づく議会の議決すべき事件については，他の条例に定めるもののほか，この条例の定めるところによる。

（議決すべき事件）

第２条　市長は，市総合計画基本構想に即した基本計画を策定し，又は変更しようとするときは，議会の議決を経なければならない。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。